大口町告示第95号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。)に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する手続(以下「地方税関係手続」という。)に係る個人番号利用事務実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。)が適当と認める書類、財務大臣等(規則第2条第4項に規定する財務大臣等をいう。)が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。)を、次のとおり定め、告示の日から適用する。

平成28年大口町告示第5号(個人番号利用手続における本人確認措置に係る告示)は廃止する。

令和3年6月28日

大口町長 鈴木雅博

別表第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実 施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。

別表

第1欄	第2欄	第3欄
規則第	官公署から発行され、	税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第5
1 条 第	又は発給された書類	5号) 第12条に規定する税理士証票(提示
1 項第	その他これに類する	時において有効なものに限る。以下「税理士
2号	書類であって、行政手	証票」という。)

続における特定の個 人を識別するための 番号の利用等に関す る法律施行令(平成2 6年政令第155号。 以下「令」という。) 第12条第1項第1 号に掲げる書類に記 載された氏名及び出 生の年月日又は住所 (以下「個人識別事 項」という。)が記載 され、かつ、写真の表 示その他の当該書類 に施された措置によ って、当該書類の提示 を行う者が当該個人 識別事項により識別 される特定の個人と 同一の者であること を確認することがで きるものとして個人 番号利用事務実施者 が適当と認めるもの

本人の写真の表示のある身分証明書等(学生 証又は法人若しくは官公署が発行した身分 証明書若しくは資格証明書をいう。以下同 じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提 示時において有効なものに限る。以下「写真 付身分証明書等」という。)

戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。)

規則第2条第1項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)

個人番号利用事務等実施者が個人識別事項 を印字した上で本人に交付又は送付した書 類で、当該個人番号利用事務等実施者に対し て当該書類を使用して提出する場合におけ る当該書類

官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示

		又は提出する場合の当該書類
規則第	官公署又は個人番号	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発
2 条 第	利用事務等実施者か	行又は発給をした書類で個人番号及び個人
1 項第	ら発行され、又は発給	識別事項の記載があるもの
6 号	された書類その他こ	自身の個人番号に相違ない旨の本人による
	れに類する書類であ	申立書(提示時において作成した日から6か
	って個人番号利用事	月以内のものに限る。)
	務実施者が適当と認	
	めるもの(法第2条第	めの番号の利用等に関する法律に規定する
	5項に規定する個人	個人番号、個人番号カード、特定個人情報の
	番号(以下「個人番号」	提供等に関する省令(平成26年総務省令第
	という。)の提供を行	85号) 第32条第1項の規定により還付さ
	う者の個人番号及び	この別グ報の2年37日 Xの流足により返りと れた個人番号カード(以下「還付された個人
	個人識別事項の記載	番号カード」という。)
	があるものに限る。)	
規則第	官公署又は個人番号	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個
2 条 第	利用事務等実施者か	人識別事項の記載があるもの(提示時におい
3 項第	ら発行され、又は発給	て有効なものに限る。以下「写真なし身分証
2号	された書類その他こ	明書等」という。)
	れに類する書類であ	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書
	って個人番号利用事	又は社会保険料若しくは公共料金の領収証
	務実施者が適当と認	書で領収日付の押印又は発行年月日及び個
	めるもの	人識別事項の記載があるもの (提示時におい
		て領収日付又は発行年月日が6か月以内の
		ものに限る。以下「地方税等の領収証書等」
		という。)

印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官 公署から発行又は発給をされた本人の写真 の表示のない書類(これらに類するものを含 む。)で、個人識別事項の記載があるもの(提 示時において有効なもの又は発行若しくは 発給された日から6か月以内のものに限る。 以下「写真なし公的書類」という。)

地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は地方税法に規定する特別徴収票その他租税に関する法律若しくは地方税法その他の地方税に関する法律又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する特別徴収に係る被保険者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの(以下「本人交付用書類」という。)

過去に法第16条の 規定により本人確認 の措置を講じた上で 受理している申告書 等に記載されている 純損失の金額、雑損失

修正申告書に記載された修正申告直前の課 税標準額若しくは税額等又は更正の請求書 に記載された更正の請求直前の課税標準額 若しくは税額等その他これに類する事項 の金額その他当該提 供を行う者が当該提 供を行う者が当等を 作成するに当また である事情(以下 「事項等」という。) であって財務と事項 であっと認める事項 であっと認める事項 等

規則第2条第

5項

本人しか知り得ない 事項その他の個人番 号利用事務実施者が 適当と認める事項 個人番号利用事務等実施者により各人別に 付された番号、本人との取引や給付等を行う 場合において使用している金融機関の口座 番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近 の取引年月日等の取引固有の情報等のうち の複数の事項

規則第 2条第 6項 個人識別事項により 識別される特定の個 人と同一の者である ことが明らかである と個人番号利用事務 実施者が認める場合

雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。)が明らかな場合

所得税法(昭和40年法律第33号)に規定

する控除対象配偶者又は扶養親族その他の 親族(以下「扶養親族等」という。)であっ て、知覚すること等により、個人番号の提供 を行う者が本人であることが明らかな場合

過去に本人であることの確認を行っている 同一の者から継続して個人番号の提供を受 ける場合で、知覚すること等により、個人番 号の提供を行う者が本人であることが明ら かな場合

規則第

3 条 第

2 号 ^口 前段

個人番号カード

還付された個人番号カード

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第12条第1項に規定する住民票の写し又 は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写 し又は住民票記載事項証明書」という。)で あって、氏名、出生の年月日、男女の別、住 所及び個人番号が記載されたもの

官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人 識別事項の記載があるもの

自身の個人番号に相違ない旨の本人による 申立書(提示時において作成した日から6か 月以内のものに限る。) 規則第 3 条 第 2 号口 後段

個人番号利用事務実 施者が適当と認める 方法

個人番号利用事務等実施者の使用に係る電 子計算機と個人番号の提供を行う者の使用 に係る電子計算機とを電気通信回線で接続 した電子情報処理組織を使用して本人から 提供を受ける方法(以下「個人番号の提供を 行う者の使用に係る電子計算機による送信」 という。)

規則第 2 号二

個人番号利用事務実 3条第 施者が適当と認める 方法

地方税手続電子証明書(大口町行政手続等に おける情報通信の技術の利用に関する規則 (平成18年11月29日大口町規則第2 7号。以下「オンライン化規則」という。) 第2条第2項第3号に規定する電子証明書 (同号アに該当するものを除く。) をいう。 以下同じ。) 及び当該地方税手続電子証明書 により確認される電子署名(オンライン化規 則第2条第2項第2号に規定する電子署名 をいう。以下「電子署名」という。)が行わ れた当該提供に係る情報の送信を受けるこ と(個人番号利用事務実施者が提供を受ける 場合に限る。)

民間電子証明書(電子署名及び認証業務に関 する法律(平成12年法律第102号。以下 「電子署名法」という。)第4条第1項に規 定する認定を受けた者が発行し、かつ、その 認定に係る業務の用に供する電子証明書(個 人識別事項の記録のあるものに限る。)をい う。) 及び当該民間電子証明書により確認さ れる電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)

個人番号カード、運転免許証、旅券その他官 公署又は個人番号利用事務等実施者から本 人に対し一に限り発行され、又は発給をされ た書類その他これに類する書類であって、個 人識別事項の記載があるものの提示(提示時 において有効なものに限る。)若しくはその 写しの提出を受けること又は個人番号の提 供を行う者の使用に係る電子計算機による 送信を受けること又は個人番号の提供を行 う者の使用に係る電子計算機による 受けること

個人番号関係事務実施者が本人であること の確認を行った上で本人に対して一に限り 発行する識別符号及び暗証符号等により認 証する方法

規則第 6条第 1項第

3 号

官公署又は個人番号 利用事務等実施者か ら本人に対し一に限 り発行され、又は発給 された書類その他の 本人の代理人として 個人番号の提供をす ることを証明するも のとして個人番号利

本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)

個人番号カード、運転免許証、旅券その他官 公署又は個人番号利用事務等実施者から本 人に対し一に限り発行され、又は発給をされ た書類その他これに類する書類であって、個 人識別事項の記載があるもの(提示時におい

	用事務実施者が適当	て有効なものに限り、税理士法第2条第1項
	と認める書類	の事務を行う者から個人番号の提供を受け
		る場合を除く。)
規則第	官公署から発行され、	税理士証票
7 条 第	又は発給された書類	写真付身分証明書等
1 項第	その他これに類する	写真付公的書類

2号

書類であって、令第1 2条第3項第1号に 掲げる書類に記載さ れた個人識別事項が 記載され、かつ、写真 の表示その他の当該 書類に施された措置 によって、当該書類の 提示を行う者が当該 個人識別事項により 識別される特定の個 人と同一の者である ことを確認すること ができるものとして 個人番号利用事務実 施者が適当と認める もの

個人番号利用事務等実施者が発行した書類 であって識別符号又は暗証符号等による認 証により当該書類に電磁的方法により記録 された個人識別事項を認識できるもの(提示 時において有効なものに限る。)

規則第 7条第 2項 登記事項証明書その 他の官公署から発行 され、又は発給された 書類及び現に個人番 号の提供を行う者と 登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官 公署から発行又は発給をされた書類その他 これに類する書類であって、当該法人の商号 又は名称及び本店又は主たる事務所の所在 地の記載があるもの(提示時において有効な

	业該法ししの間接す 。	ナの刀は発行芋しては整分だされた口がと
	当該法人との関係を	もの又は発行若しくは発給をされた日から
	証する書類その他こ	6か月以内のものに限る。以下「登記事項証
	れらに類する書類で	明書等」という。)並びに社員証等、現に個
	あって個人番号利用	人番号の提供を行う者と当該法人との関係
	事務実施者が適当と	を証する書類(以下「社員証等」という。)
	認めるもの (当該法人	地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は
	の商号又は名称及び	名称及び本店又は主たる事務所の所在地の
	本店又は主たる事務	記載があるもので、提示時において領収日付
	所の所在地の記載が	又は発行年月日が6か月以内のものに限る。
	あるものに限る。)	以下「法人に係る地方税等の領収証書等」と
		いう。)及び社員証等
規則第	官公署又は個人番号	写真なし身分証明書等
9 条 第	利用事務等実施者か	地方税等の領収証書等
1 項第	ら発行され、又は発給	写真なし公的書類
2号	された書類その他こ	本人交付用税務書類
	れに類する書類であ	
	って個人番号利用事	
	務実施者が適当と認	
	めるもの	
規則第	本人及び代理人しか	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務
9 条 第	知り得ない事項その	等実施者により各人別に付された番号、本人
3項	他の個人番号利用事	との取引や給付等を行う場合において使用
	務実施者が適当と認	している金融機関の口座番号 (本人名義に限
	める事項	る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取
		引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第	令第12条第3項第	雇用契約成立時等に本人であることの確認

9条第4項

1号に掲げる書類に 記載されている個人 識別事項により識別 される特定の個人と 同一の者であると個 が明らかであると個 が番号利用事務実施 者が認める場合 を行っている雇用関係その他これに準ずる 関係にある者であって、知覚すること等によ り、本人の代理人として個人番号の提供を行 う者が令第12条第3項第1号に掲げる書 類に記載されている個人識別事項により識 別される特定の個人と同一の者であること (以下「個人番号の提供を行う者が本人の代 理人であること」という。)が明らかな場合

扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合

過去に本人であることの確認を行っている 同一の者から継続して個人番号の提供を受 ける場合で知覚すること等により、個人番号 の提供を行う者が本人の代理人であること が明らかな場合

代理人が法人であって、過去に個人番号利用 事務等実施者に対し規則第7条第2項に定 める書類の提示を行っていること等により、 個人番号の提供を行う者が本人の代理人で あることが明らかな場合

規則第

9 条 第

5 項第

6号

官公署又は個人番号 利用事務等実施者か ら発行され、若しくは 発給された書類その 他これに類する書類 であって個人番号利

官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人 識別事項の記載があるもの

自身の個人番号に相違ない旨の本人による 申立書(提示時において作成した日から6か 月以内のものに限る。)

用事務実施者が適当 と認めるもの(本人の 個人番号及び個人識 別事項の記載がある ものに限る。)

環付された個人番号カード

第1号

規則第

本人及び代理人の個 1 0 条 人識別事項並びに本 人の代理人として個 人番号の提供を行う ことを証明する情報 の送信を受けること その他の個人番号利 用事務実施者が適当 と認める方法

本人及び代理人の個人識別事項並びに本人 の代理人として個人番号の提供を行うこと を証明する情報の送信を受けること

オンライン化規則第4条第2項の規定の基 づき本人に通知した識別符号を入力して、当 該提供に係る情報の送信を受けること

規則第 1 0 条 第2号

代理人に係る署名用 電子証明書(電子署名 等に係る地方公共団 体情報システム機構 の認証業務に関する 法律(平成14年法律 第153号。以下「公 的個人認証法」とい う。)第3条第1項に 規定する署名用電子 証明書をいう。以下同 じ。) 及び当該署名用

代理人に係る署名用電子証明書及び当該署 名用電子証明書により確認される電子署名 が行われた当該提供に係る情報の送信を受 けること(公的個人認証法第17条第4項に 規定する署名検証者又は同条第5項に規定 する署名確認者が個人番号の提供を受ける 場合に限る。)

代理人に係る地方税手続電子証明書及び当 該地方税手続電子証明書により確認される 電子署名が行われた当該提供に係る情報の 送信を受けること(個人番号利用事務実施者 が提供を受ける場合に限る。)

電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供を受けるにとその他の方法を受けることをのの他の方法を受けることをのの他の方法を受ける。 大番号利用事務 ある 法

代理人に係る民間電子証明書及び当該民間 電子証明書により確認される電子署名が行 われた当該提供に係る情報の送信を受ける こと(個人番号関係事務実施者が提供を受け る場合に限る。)

代理人が法人である場合には、商業登記法 (昭和38年法律第125号)第12条の2 第1項及び第3項の規定に基づき登記官が 作成した電子証明書並びに当該電子証明書 により確認される電子署名が行われた当該 提供に係る情報の送信を受けること(個人番 号関係事務実施者が提供を受ける場合に限 る。)

個人番号関係事務実施者が本人であること の確認を行った上で代理人に対して一に限 り発行する識別符号及び暗証符号等により 認証する方法

個人番号カード、運転免許証、旅券その他官 公署又は個人番号利用事務等実施者から代 理人に対し一に限り発行され、又は発給をさ れた書類その他これに類する書類であって、 個人識別事項の記載があるものの提示(提示 時において有効なものに限る。)若しくはそ の写しの提出を受けること又は個人番号の 提供を行う者の使用に係る電子計算機によ る送信を受けること

本人の代理人(当該代理人が法人の場合に限

る。)の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること(登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。)

本人の代理人(当該代理人が法人の場合に限る。)の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること者しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること(法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。)

本人の代理人(当該代理人が税理士法第48 条の2に規定する税理士法人又は同法第5 1条第3項の規定により通知している弁護 士法人(以下「税理士法人等」という。)の 場合に限る。) に所属する税理士又は同法第 51条第1項の規定により通知している弁 護士(以下「税理士等」という。)から個人 番号の提供を受ける場合には、当該税理士等 に係る署名用電子証明書及び当該署名用電 子証明書により確認される電子署名が行わ れた当該提供に係る情報を、オンライン化規 則第4条第2項の規定の基づき当該代理人 又は当該税理士等に通知した識別符号及び 暗証符号を入力して送信を受ける方法(同法 第2条第1項の事務に関し提供を受ける場 合に限る。)

本人の代理人(当該代理人が税理士法人等の場合に限る。)に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法(同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。)

規則第一官公署若しくは個人

本人の個人番号カード

1 0 条	番号利用事務等実施	本人の還付された個人番号カード
第 3 号	者から発行され、若し	本人の住民票の写し又は住民票記載事項証
口前段	くは発給された書類	明書であって、氏名、出生の年月日、男女
	その他これに類する	の別、住所及び個人番号が記載されたもの
	書類であって個人番	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発
	号利用事務実施者が	行又は発給をした書類で、本人の個人番号及
	適当と認めるもの(本	び個人識別事項の記載があるもの
	人の個人番号及び個	本人が記載した自身の個人番号に相違ない
	人識別事項の記載が	旨の本人による申立書(提示時において作成
	あるものに限る。)	した日から6か月以内のものに限る。)
規則第	個人番号利用事務実	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子
1 0 条	施者が適当と認める	計算機による送信を受けること
第 3 号	方法	
口後段		